

1 審査会の結論

島根県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった個人情報の一部を非開示とした決定は妥当である。

なお、本件異議申立てに係る対象個人情報の特定方法は正確ではない部分があるため、このことについては付言で詳論する。

2 本件諮問に至る経緯

(1) 平成26年7月1日に本件異議申立人より島根県個人情報保護条例（平成14年3月26日島根県条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づく個人情報開示請求があった。

(2) 請求の内容は、「私に対する情報公開条例違反がどのように処理されたかのすべての文書」である。

(3) この請求に対して、実施機関は、平成26年7月15日付けで次のような決定を行った。

ア 開示請求に係る個人情報の内容

開示請求に係る情報公開条例違反に関する職員の処分起案に記載してある個人情報

イ 決定内容

部分開示決定

ウ 開示しない部分

① 処分対象職員の所属、職名、氏名

② 処分に対する考え方

エ 開示しない理由

条例第13条第3号（開示請求者以外の個人に関する情報）及び第7号（事務又は事業に関する情報）に該当

(4) 異議申立人は、この決定を不服として平成26年9月1日に異議申立てを行った。

(5) 実施機関は、条例第34条第1項の規定に従い、平成26年9月19日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

(1) 異議申立ての趣旨

本件部分開示決定を取消し、全開示を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書、意見書による主張の要旨は次のとおりである。

ア 条例第13条第3号該当性について

① 条例第13条第3号に該当しない。

② 公務員の個人情報ではなく職務の遂行に関わる情報であると考えられる。

イ 条例第13条第7号該当性について

① 条例第13条第7号に該当しない。

② 正確な事実関係の把握が困難となるおそれ、今後の処分に著しい支障云

々とは具体的にどのようなことを意味しているのか。「支障」の程度については名目的なものではなく実質的なものであることが要求されている。

ウ その他の主張について

- ① 条例第 13 条第 7 号が行政の重大な不正が疑われる件に関し非公開の理由に利用されかねないことは残念である。今後条例のこの部分は再検討されたい。
- ② 「公文書等の管理に関する法律」により、判断の理由は当然公文書に合理的に記載せねばならない。請求者への開示・非開示はこの条例によって厳しく判断されるが、公務員の行為は条例によって判断されないのか。
- ③ 不正嫌疑に関することなので文書の内容は避けて通れず、情報公開、個人情報保護、両条例に不正に関しての記載がなくても判断を避けず、法に照らし合せて社会通念上妥当な判断をしてほしい。

#### 4 実施機関の主張

実施機関の非開示理由説明書による主張の要旨は次のとおりである。

(1) 条例第 13 条第 3 号該当性について

被処分者の所属・職名・氏名については、開示請求者以外の個人に関する情報である。このうち氏名は、特定の個人が識別され、所属・職名は、他の情報と組み合わせることにより、容易に特定の個人が識別され得る情報である。

なお、職員が懲戒処分等を受けたという身分取扱上の処遇に関する情報は、個人の資質、名誉に関する当該公務員個人固有の情報であり、条例第 13 条第 3 号ただし書きウの職務の遂行に係る情報ではない。

よって、被処分者の所属・職名・氏名については、条例第 13 条第 3 号に該当すると判断した。

(2) 条例第 13 条第 7 号該当性について

公開しない部分については、処分に対する考え方（処分の判断理由等）が記載されているが、当該情報は県が行う判断等に関する情報であって、公開することにより、今後の懲戒処分等に関する事務の公正又は円滑な執行に支障が生じるおそれがある。

処分に対する考え方の中には、被処分者から得た情報も記載してあるため、その内容やそれを受けた任命権者としての判断理由等が公にされると、今後の懲戒処分等における被処分者や関係者の言動に影響を及ぼし、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、今後の処分に著しい支障が生じ、規律と公務秩序の維持という懲戒処分等の目的が損なわれる。

よって、処分に対する考え方については、条例第 13 条第 7 号に該当すると判断した。

#### 5 審査会の判断

(1) 本件対象個人情報について

ア 対象情報記載公文書

実施機関は本件開示請求における公文書として、

- ・「職員の処分について（起案表紙）」（以下「公文書Ⅰ」という。）
- ・「職員の処分について（起案理由）」（以下「公文書Ⅱ」という。）
- ・「公文書公開請求に係る不適切処理について（事案の概要）」（以下「公文書Ⅲ」という。）

を特定した。

## イ 個人情報該当性

(ア) 条例第2条第1号では、個人情報を「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。」と規定している。

また、条例第11条第1項では、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書に記録されている自己の個人情報の開示の請求をすることができる。」と規定している。

この「自己の個人情報」とは、開示請求ができるのは、自己を本人とする個人情報に限られ、自己以外の者に関する個人情報については、たとえ配偶者や家族の個人情報であっても、開示請求をすることはできない。

そこで、本件開示請求で特定された公文書の情報が「自己の個人情報」に該当するかどうかを検討する。

(イ) 当審査会で実施機関が特定した公文書を見分したところ、いずれの公文書にも、異議申立人の氏名等の本人が識別される情報は記載されていなかった。

また、上記(1)アの公文書Ⅱの「1. 事案」及び公文書Ⅲの「1. 概要」と「3. 経緯」には、異議申立人が行った公文書公開請求に係る請求受付から公開決定までの経緯や、当該請求の事務処理が遅延したことに関する異議申立人と実施機関との電子メールや郵送でのやり取りの経緯等が記載されていた。

これらの情報は、いずれも異議申立人本人が行った公文書公開請求に係る一連の情報であり、当該公文書公開請求書の決定通知書や電子メールの送受信記録等の他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され得る可能性がある情報である。したがって、これらの情報は異議申立人を本人とする個人情報であると認められ、開示請求の対象となる。

(ウ) 一方で、前述した以外の(1)アの公文書Ⅰ、公文書Ⅱの「2. 関係職員の所属・職・氏名」と「3. 処分の種類」及び公文書Ⅲの「2. 関係職員」と「4. 処分について」に記載された情報は、異議申立人が行った公文書公開請求が機縁となって作成された公文書ではあるが、そこに記載されている内容は、専ら不適切処理について関係職員と監督責任者に対する処分等を決定するため必要となる情報である。

よって、これらの情報は異議申立人を本人とする個人情報そのものとは認められず、開示請求の対象とならない。

## (2) 条例第13条第3号該当性について

本号は、「開示請求者以外の個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

実施機関が、本号に該当するとして非開示とした部分は、上記(1)アの公文書Ⅱの「2. 関係職員の所属、職、氏名」に記載された所属、職名、氏名と「3. 処分の種類」に記載された関係職員の氏名及び公文書Ⅲの「2. 関係職員」に記載された所属、職名、氏名と「3. 経緯」に記載された姓、職名と「4. 処分について」に記載された職名、氏名である。

このうち公文書Ⅲの「3. 経緯」に記載された姓、職名以外の情報については、(1)イ(ウ)の個人情報該当性において異議申立人を本人とする個人情報とは認められず開示請求の対象とならないと判断しているため、本号該当性を論ずるまでもない。

よって、(1)イ(イ)の個人情報該当性において異議申立人を本人とする

個人情報と認めた公文書Ⅲの「3. 経緯」に記載された姓、職名の本号該当性について検討する。

公文書Ⅲの「3. 経緯」に記載された姓、職名は、異議申立人本人が行った公文書公開請求に係る不適切処理に関する経緯の概要を時系列でまとめた情報の中に記載されている。

この姓、職名は、開示請求者以外の個人に関する情報で特定の個人が識別される情報であるため、本号本文に該当する。

また、異議申立人は、当該情報が本号ただし書きウに該当すると主張している。

本号ただし書きウは、開示請求者以外の個人に関する情報であっても、「公務員等の職務遂行に係る情報」については、本号による非開示情報の例外として開示することと規定している。

当該情報は、公文書公開請求の不適切処理に係る関係職員と監督責任者に対する処分等を決定するため作成された公文書であり、その作成の目的からも当該関係職員の職務の遂行に関する情報とは言えない。

よって、公文書Ⅲの「3. 経緯」に記載された姓、職名は、本号本文に該当する。

(3) 条例第13条第7号該当性について

実施機関が、本号に該当するとして非開示とした部分は、上記(1)アの公文書Ⅲの「4. 処分について」に記載された処分に対する考え方等である。

この情報については、(1)イ(ウ)の個人情報該当性において異議申立人を本人とする個人情報とは認められず、開示請求の対象とならないと判断しているため、本号該当性を論ずるまでもない。

(4) 異議申立人のその他の主張について

なお、異議申立人は先に判断した主張以外に公文書等の管理に関する法律に照らした判断について主張するが、この主張は当審査会の開示・非開示の判断を左右するものではない。

(5) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 付言

条例第11条第1項では、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書に記録されている自己の個人情報の開示の請求をすることができる。」と規定している。

この「自己の個人情報」とは、自己を本人とする個人情報に限られるものであり、自己以外の者に関する個人情報については、開示請求をすることはできない。

したがって、開示請求における対象個人情報を特定する際には、「自己の個人情報」の範囲について、公文書単位で特定するのではなく、各公文書に記載された情報単位でその適否を判断して特定する必要がある。

しかし、実施機関は本件開示請求における対象個人情報として上記5(1)アに記載した職員の処分に関する一連の公文書を公文書単位で特定している。

公文書単位で対象個人情報の特定を行う方法は、本来、開示請求対象とならない、「自己の個人情報」以外の情報まで特定してしまう可能性が高く、現に実施機関は原決定において「自己の個人情報」以外の情報を開示請求の対象としていることから、対象個人情報の特定方法として妥当性を欠くものと言わざるを得ない。

今後、実施機関には、対象個人情報を正確に特定することを望みたい。

(諮問第30号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成26年 9月19日	実施機関から島根県個人情報保護審査会に対し諮問
平成26年10月28日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成26年12月 1日	異議申立人の意見書を受理
平成26年12月18日 (審査会第1回目)	審議
平成27年 4月30日 (審査会第2回目)	審議
平成27年 5月28日 (審査会第3回目)	審議
平成27年 6月18日 (審査会第4回目)	審議
平成27年 7月16日 (審査会第5回目)	審議
平成27年 8月19日 (審査会第6回目)	審議
平成27年 9月24日 (審査会第7回目)	審議
平成27年10月21日	島根県個人情報保護審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
永松 正則	国立大学法人島根大学法学部准教授	会長代理
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長
マユーあき	島根県立大学短期大学部教授	
丸山 創	弁 護 士	
横地 正枝	行 政 書 士	